

**第2期砂川市  
子ども・子育て支援事業計画  
(概要版)**

**【案】**

**令和2年3月**

**砂 川 市**

# 1 計画策定の趣旨

砂川市（以下「本市」という。）では、平成 21（2009）年度に策定した「砂川市次世代育成支援地域行動計画 後期計画」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「砂川市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

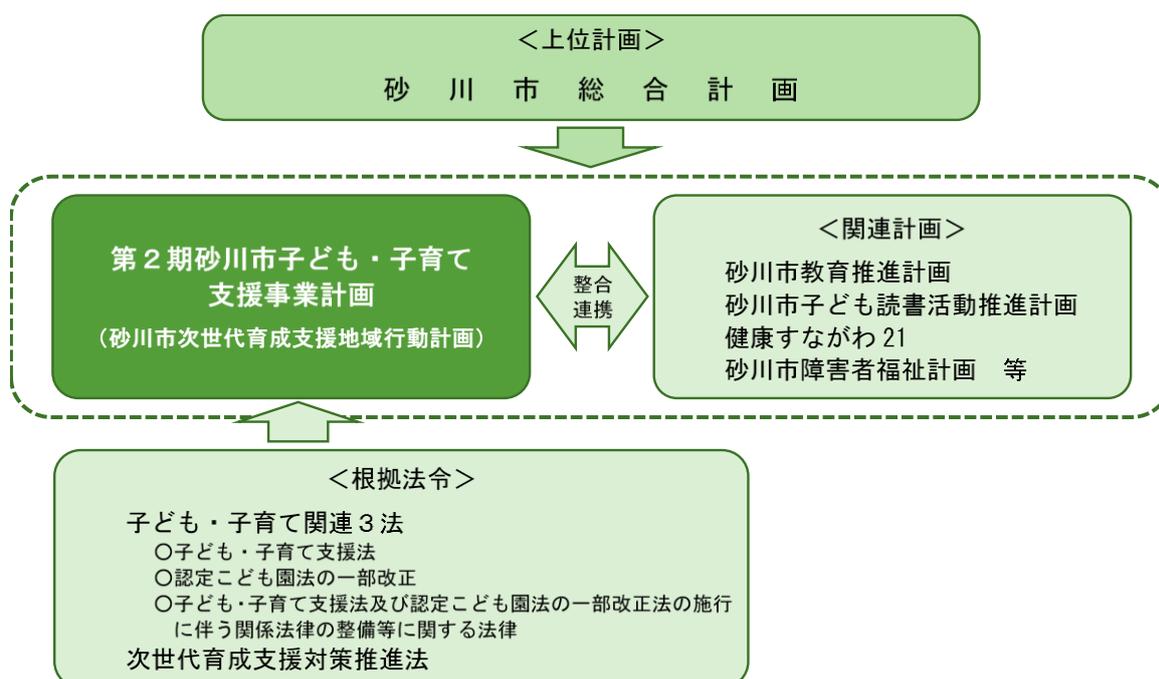
今回、「砂川市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「砂川市第 6 期総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和 2（2020）年度を初年度とする「第 2 期砂川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

# 2 計画の位置づけ

本計画は、本市が今後進めていく教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するため、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画とします。

また、本計画は、本市の最上位計画である「砂川市総合計画」の下、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものであり、市の関連個別計画との連携や整合を取った計画として策定するものです。

図表 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

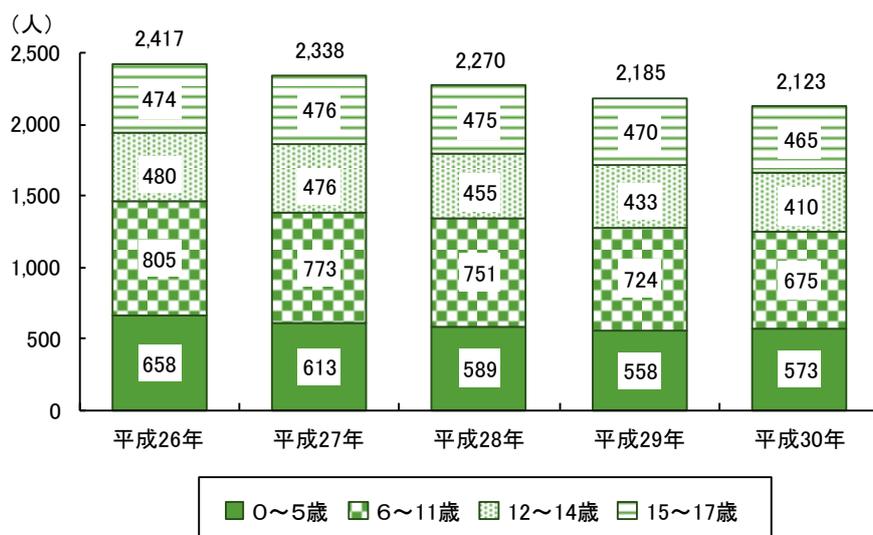
（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
砂川市子ども・子育て支援事業計画									
			計画の策定		第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画				

### 4 児童人口の推移

児童人口の推移をみると、各年齢層ともに、おおむね減少傾向となっています。平成26年から平成30年にかけて、特に、6～11歳は130人減少となっており、他の年齢層よりも減少幅が大きくなっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## 5 基本理念

本市では、子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援し、幸せに生活することができるまちづくりを目指します。このため、これまでの本市の取組や考え方を発展的に踏襲し、本市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

**子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり**

## 6 基本的視点

### (1) 次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの子どもにとって適切で質の高いまちづくりを目指します。

### (2) 保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、誰もが安心して子どもを育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、子育てしやすい環境整備に努めます。

また、男女ともに親が、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもと向き合い、親として成長できるよう、子育て中の親の気持ちを受け止めることなど、良好な親子関係の形成を支援していくことで、子どもにとってもより良い育ちの環境を実現していくことを目指します。

### (3) 社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり

本市では、全ての子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、特別な配慮を要する子どもへの支援の充実を図るとともに、子育て中の保護者も含めた全ての人が、仕事と家庭を両立しやすいよう支援を推進するなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

## 7 施策体系

砂川市子ども・子育て支援の施策について、体系や方向性をまとめます。

基本理念	基本的視点	基本施策	主な事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり</p>	<p>次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幼児期の学校教育・保育の充実</li> <li>■ 子どもの居場所づくり</li> <li>■ 障がい児支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 低年齢児保育（乳児）</li> <li>◎ 保育士等の育成</li> <li>◎ 学童保育事業</li> <li>◎ 放課後子ども教室</li> <li>◎ 子ども交流ゾーン</li> <li>◎ 子ども通園センター</li> <li>◎ ことばの教室</li> <li>◎ 肢体不自由児療育訓練事業など</li> </ul>
	<p>保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることができるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子保健の充実</li> <li>■ 親子のふれあいの場づくり</li> <li>■ 多様な子育て支援サービスの充実</li> <li>■ 情報提供・相談体制の整備</li> <li>■ 経済的支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業</li> <li>◎ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>◎ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>◎ 保育所（園）開放事業</li> <li>◎ 養育支援訪問事業</li> <li>◎ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>◎ 一時預かり事業</li> <li>◎ 時間延長保育事業</li> <li>◎ 利用者支援に関する事業</li> <li>◎ 乳児おむつ無料クーポン券支給事業</li> <li>◎ 乳幼児医療事業など</li> </ul>
	<p>社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童虐待防止対策の充実</li> <li>■ ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>■ 仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進</li> <li>■ 経済的困難をかかえる家庭への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家庭児童相談</li> <li>◎ 砂川市要保護児童対策地域協議会</li> <li>◎ 民生児童委員協議会</li> <li>◎ 母子・父子家庭相談</li> <li>◎ 児童扶養手当支給事業</li> <li>◎ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業</li> <li>◎ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業</li> <li>◎ 労働環境の改善促進</li> <li>◎ 就学援助制度など</li> </ul>

## 8 教育・保育提供区域の設定

提供区域は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することになります。

本市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とし、市内全域を1つの提供区域として設定します。

## 9 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

### 【認定区分】

「子ども・子育て支援法」第19条等に基づき、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられています。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

### 【量の見込み及び確保内容】

小学校就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）	必要利用定員総数	93人	93人	88人	89人	81人
	確保の内容	150人	150人	150人	150人	150人
	過不足	57人	57人	62人	61人	69人
② 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）	必要利用定員総数	168人	166人	158人	159人	145人
	確保の内容	214人	214人	214人	214人	214人
	過不足	46人	48人	56人	55人	69人
③ 3号認定（0歳、保育所を利用希望）	必要利用定員総数	11人	11人	10人	10人	10人
	確保の内容	22人	22人	22人	22人	22人
	過不足	11人	11人	12人	12人	12人
④ 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）	必要利用定員総数	51人	44人	43人	42人	42人
	確保の内容	74人	74人	74人	74人	74人
	過不足	23人	30人	31人	32人	32人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

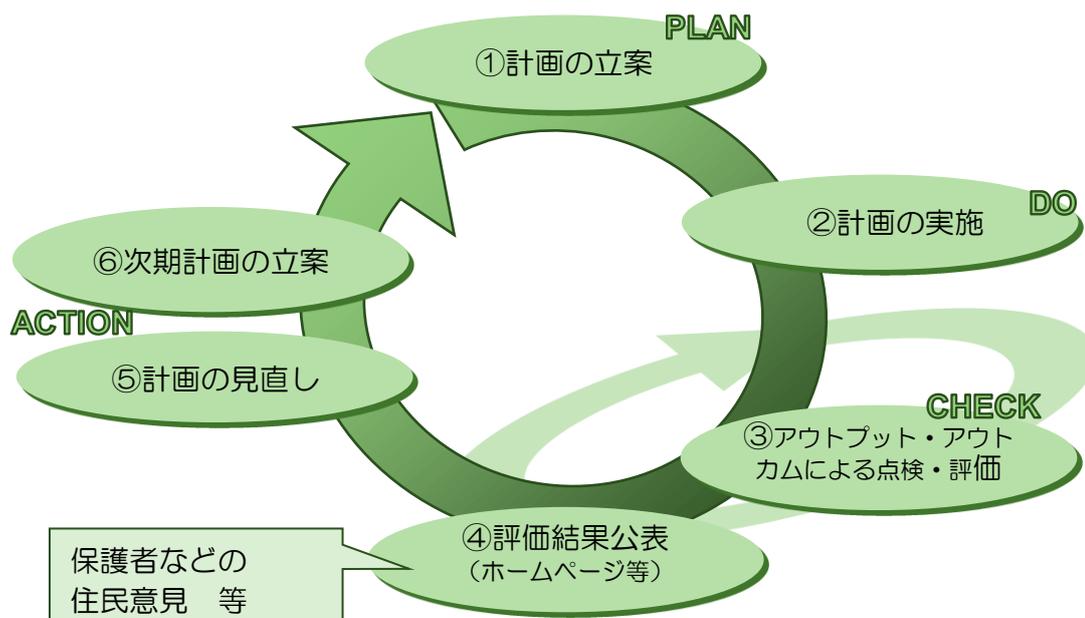
## 10 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 利用者支援事業	実施予定箇所数 基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実施予定箇所数 母子保健型	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
(2) 地域子育て支援拠点事業	量の見込み	5,383 人回	4,888 人回	4,770 人回	4,691 人回	4,592 人回
	確保の方策	5,500 人回	5,000 人回	5,000 人回	5,000 人回	5,000 人回
(3) 妊婦健診事業	量の見込み	100 人	96 人	93 人	90 人	89 人
	確保の方策	100 人	96 人	93 人	90 人	89 人
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	86 人	83 人	80 人	78 人	77 人
	確保の方策	86 人	83 人	80 人	78 人	77 人
(5) 養育支援訪問事業 その他要保護児童等に対する支援に資する事業	量の見込み	11 人	11 人	10 人	10 人	10 人
(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保の方策	—	—	—	—	—
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み	124 人日	124 人日	124 人日	124 人日	124 人日
	確保の方策	124 人日	124 人日	124 人日	124 人日	124 人日
(8) 一時預かり事業	量の見込み合計	2,659 人日	2,638 人日	2,502 人日	2,528 人日	2,303 人日
① 幼稚園の一時預かり (幼稚園型)	確保の方策	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
	量の見込み	961 人日	907 人日	874 人日	870 人日	826 人日
② 保育所等の一時預かり (幼稚園型以外)	確保の方策 保育所の一時的預かり (幼稚園型以外)	2,930 人日	2,930 人日	2,930 人日	2,930 人日	2,930 人日
	確保の方策 子育て援助活動支援事業	44 人日	42 人日	41 人日	40 人日	39 人日
(9) 時間外保育事業(延長保育)	量の見込み	76 人	73 人	70 人	70 人	66 人
	確保の方策	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み	1,040 人日	988 人日	950 人日	947 人日	892 人日
	確保の方策 病児保育事業	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日
	確保の方策 子育て援助活動支援事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
(11) 放課後児童健全育成事業	量の見込み(低学年)	81 人	86 人	86 人	87 人	86 人
	量の見込み(高学年)	41 人	37 人	36 人	38 人	38 人
	確保の方策(低学年)	140 人	150 人	150 人	150 人	150 人
	確保の方策(高学年)	50 人	40 人	40 人	40 人	40 人
(12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業		対象児童を適切に把握した上で事業の実施を検討していきます。				
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		現状の保育施設にないものに対して、需要を検討しながら手段を講じていきます。				

## 12 子ども・子育て支援事業計画の進行管理

- 個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。
- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で確認するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 砂川市子ども・子育て支援事業計画は、砂川市子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価します。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

### 第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行：令和2年

企画・編集：砂川市保健福祉部社会福祉課子育て支援係

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

電話：0125-54-2121

ファクス：0125-54-2568